

十四の二 特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律（昭和四十七年法律第 号）の施行に関する事務を処理すること。

第十一条第一項の表中央鳥獸審議会の項中「鳥獸保護及狩獵ニ関スル法律」の下に「及び特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律」を加える。

理由

絶滅のおそれのある鳥類の種の保存を図ることの重要性にかんがみ、絶滅のおそれのある鳥類の譲渡等を規制する措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○大石国務大臣

ただいま議題となりました特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

野生鳥類につきましては、近年における生息環境の悪化等により、タンチョウ、トキ、コウノトリ等に見られるように絶滅の危険にさらされるものも少なくありません。

御案内のように、鳥類は自然環境の重要な要素であることはもちろん、レクリエーション等生活をより豊かにする上からも大きな価値を有するものであり、絶滅のおそれのある特殊鳥類についてその保護繁殖をはかることはきわめて重要、かつ、緊急を要することであると考えられます。

幸い最近、鳥類の保護については、国内はもちろん、国際的にも著しい関心の高まりを見ており、さきに日米間において絶滅のおそれのある鳥類等の保護をはかるための条約が調印されたところであります。

わが国における絶滅のおそれのある鳥類については、すでに鳥獸保護及狩獵ニ関スル法律により非狩獵鳥としてその捕獲を禁止するほか、鳥獸保護区を設定する等の保護措置が講じられていましたが、絶滅のおそれのある鳥類の保護を一そく推進するため、日米鳥類保護条約の調印を機会に、以上のような措置に加え、今回、特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律案を提案し、

アメリカ合衆国などわが國以外の地域における絶滅のおそれのある鳥類を含めて、その譲渡等を環境庁長官の許可にからしめるとともに、輸出入を規制する措置を講じ、特殊鳥類の保護の徹底をはからうとするものであります。

以下、この法律案の内容について概略を御説明申します。

第一に、この法律案におきましては、絶滅のおそれのある鳥類の種の保存をはかることの重要性にかんがみ、鳥獸保護及狩獵ニ関スル法律に定めるもののほか、絶滅のおそれのある鳥類の譲渡等を規制する措置について定めることをその趣旨としております。

第二に、この法律について「特殊鳥類」とは、本邦またはアメリカ合衆国など本邦以外の地域において絶滅のおそれのある鳥類で總理府令で定めるものをいうことといたします。

第三に、特殊鳥類は、環境庁長官が学術研究、養殖その他の事由により特に必要であり、かつ、適切であると認めて許可した場合を除き、譲渡し、譲り受け等をしてはならないことといたしております。

第四に、特殊鳥類は、国際協力として学術研究、養殖を行なう場合その他輸出することが特にやむを得ない場合であつて政令で定める要件に該当する場合を除き、輸出してはならないことといたしております。

第五に、特殊鳥類は、輸出国の輸出許可書または適法捕獲証明書を添付したものでなければ、原則として輸入してはならないことといたしております。

以上が、この法律案を提出する理由であります。が、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○田中委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

本案の質疑は後日に譲ることといたします。

件について調査を進めます。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。島本虎三君。

○島本委員 まず環境庁の長官出ておりますが、国民から大いに期待しておられます。P.C.B.の公害について対策を伺いたい、こういうように思うわけであります。

前回も、前々回も、私どもは、すでにこのP.C.B.につきましてのいろいろな現象を取り上げ、その対策を要望してまいりました。通産省では、そ

の製造については十分考慮するようになり、害の対策を要望してまいります。しかしそのあとでその滞販並びに製造中のものに対してはまだその対策は不十分である、こういうふうなことになつておるのでありますたけれども、残念ながら今回再び高濃度のP.C.B.が大阪で母乳から発見された、こういうような状態を私どもは報道によってそれを知ることができて、実は偶然と

しているのであります。以前にも、京都の衛生研究所の調査によつて、P.C.B.に日常接しない人十

九名を調査した結果のデータを発表いたしまし

た。平均が四・七P.P.M.だった。最高が一三・三

P.P.M.検出された。このこともこの場所から強く

皆さんに報告したはずです。そしてカネミ油症の

M.だったことからして、もうすでに危険の度合い

にあるといふこともこれははつきり申し上げてお

きました。東京都の衛生研究所においても、二月

二十二日にまとめたデータによつても、東京湾そ

の他の魚、ボラ、セイゴ、アマメ、こういうよ

うなものからそれぞれ最高一九・一P.P.M.最低一

六五P.P.M.、平均五・四九P.P.M.、こういうよ

うな状態の中で人体に与える害といふものは、

すでにこれは脂肪の中へ蓄積されますから、油症

の認定患者一人から三人の赤い赤ちゃんが生まれた、昭和四十四年と四十六年に。こういうような

承認のようになります。これは一日もそのま

まにしておくわけにはまいりません。まして母乳

からこれが発見されたということになりますと、

これは厚生当局のこれに対するはつきりした行政

の手おくれがここに指摘されると同じじや

ないか、こう思つてあります。一体これはどう

いうようになつてゐるのか、この行政について厚

生当局の報告を求めます。

○木村説明員 児童家庭局長が商工委員会のほう

に出でおりますので、私厚生省の児童家庭局の企

画課長の木村でございますが、お答え申し上げま

す。

母乳中のP.C.B.汚染の実態につきましては、私

達でおきまして最高が〇・七P.P.M.、平均〇・

二P.P.M.というふうになつております。しかし

大阪におきまして最高が〇・七P.P.M.、平均〇・

二P.P.M.というふうになつております。しかし

大阪府の母乳汚染濃度は、西ドイツや米国と比較いたし

ましてかなり高い状態でございます。もちろんこ

の程度の数値では、直ちに授乳を取りやめるとい

うふうな措置は必要とするものではないわけでござ

りますが、今後十分に実態調査を大阪府を含め

ましてやりまして善処していただきたい、こういうふ

うに考えております。

○浦田政府委員 P.C.B.の環境汚染関係につきま

して、環境衛生局の関連の部分についてお答えいたします。

厚生省は、P.C.B.の食品への汚染につきまして昨年來その問題の重要性にかんがみまして、厚生省のみの問題としてではなく、政府として全般的に対応すべきものということから、特に科学技術庁のほうに要望いたしまして、関係の諸官庁と連絡をとりつつ科学技術庁の研究費をこれに充當いたしましたしてその実態究明につとめてきております。

厚生省環境衛生局といたしましても、その一環として食品、ことに魚介類及び乳肉製品のP.C.B.による汚染の状況について研究班を組織いたしました。

それに先立つものといたしまして、P.C.B.は御

おりまして、その実態の究明につとめておるところでござ

ります。

すかしゆうございます。したがいまして、本年一月統一的な分析手法の解明をいたしまして、それに基づきまして全国的に統一された分析方法でもつて現在調査を続行中でございます。したがいまして、この調査のデータが集まり次第、それ専門家の御意見を聞きながら効果的な対応策を立てていこうという段階でございます。

○島本委員 これが発見されてからもうすでに一年以上にもなっておるわけであります。しかしながら対策をこれから立てていかなければならぬといふ行政の手抜かり、これはやはり十分戒心しなければならないと思います。当然これはもう公害という一つの規範になりますから、環境庁長官も禁ずることとははつきりしております。しかしながら、やはりそれがいろいろと広がつておる、この状態から母乳にまで広がつておるというこの現状は、もう汚染が極端に広がつておることになるわけであります。したがつて、厚生省がこれに対しましてのはつきりした対策をもう持つていなければならぬはずだと思いますが、まだないようですね。これはやはり通産省もこの点ではもっとときびしく行政指導しなければならない立場にあるのじゃないか、こう思うのです。P.C.B.の製造、使用についてはきびしく規制するのだ、これははつきり答弁があるのですから、いままで出回つてゐるもの、それから過去においてこれを使用し、あるいは害悪がそのまま残っているものがあるいはるいは害悪がそのまま残っているものがあるいはるいは空に、こういうようなものがいまやもう母乳にまであらわれてきている、こういふような状態なんです。したがつて、P.C.B.の許容量について科学的データはあるのかないのか、この点をはつきりさせておいてもらいます。

○浦田政府委員 あるいは環境庁のほうからお答えしたほうはいいかもと思いますが、食品衛生上から体内に摂取するP.C.B.の安全基準というものはあるかないかということであります。が、私ども非公式ではございますが、アメリカにおきまして牛乳、魚、卵などについて指導基準を定めていることを承知いたしております。なお、これ

らの指導基準を定めた根拠につきましては必ずしもさだかではありませんので、現在外務省を通じましてその詳細について照会中でございます。また、わが国の食品に関しての基準をどうします。現在、昨年末から国立衛生試験所においてはかとことございますが、先ほども御説明いたしましたように、現在統一された分析方法のもとに実態を調査中でございます。過去のデータも、必ずしも統一された分析方法で測定されたデータでございませんので、測定者によりましてのいろいろとばらつきもあるうかと思います。したがいまして、それらも見直しまして実態を十分究明して、たとえば日本は食生活が違いますので、日本の実情に合つたそいつた指導基準を設けたいという方向で、現在鋭意その究明につとめておるところでございます。

○島本委員 そうすると、赤ちゃんについてはこれまでだけの汚染母乳を飲んでも安全だとうな基準はいまないのだ、現在のままそれを飲ましても何ら危険がないのだ、こういうようなことに受け取られますが、それでよろしゅうございます。

○浦田政府委員 私の所管ではございませんが、

○島本委員 所管はだれですか。

○浦田政府委員 児童家庭局長でございますが、私この問題について、十分にいろいろと協議を受けておりますので、便宜かわってお答えしたいと思います。

母乳の中から検出されましたP.C.B.の濃度は最高〇・七PPMといふことでございますが、例の御案内のカネミ油症の場合でございますが、この場合には非常に濃度の濃い、たとえば二千から三千PPMといふ非常に高濃度のP.C.B.が含まれた油を、非常に短期間に摂取した結果起こつたわざ急性の中毒でございます。この場合の発症量は平均二グラム、中には〇・五グラムから発症したもののがござります。これは急性の中毒症でござりますが、しかば、非常に濃度の低い〇・コンマ以下のPPMの濃度のP.C.B.によって汚染された食品を非常に長期間にわたって摂取した場合にはど

うなるか。いわば慢性的の毒性でございますが、これについては今まで確とした文献も研究も実はございません。あつてもはなはだ不十分でござります。現在、昨年末から国立衛生試験所においてはかとことございますが、先ほども御説明いたしましたように、現在統一された分析方法のデータでございませんので、測定者によりましてのいろいろとばらつきもあるうかと思います。したがいまして、それらも見直しまして実態を十分究明して、たとえば日本は食生活が違いますので、日本の実情に合つたそいつた指導基準を設けたいという方向で、現在鋭意その究明につとめておるところでございます。

○島本委員 そうすると、赤ちゃんについてはこれまでだけの汚染母乳を飲んでも安全だとうな基準はいまないのだ、現在のままそれを飲ましても何ら危険がないのだ、こういうようなことに受け取られますが、それでよろしゅうございます。

○浦田政府委員 私の所管ではございませんが、この事件との関連で申しますと、〇・五ないし一グラムの蓄積量に達する、かりに全然乳児の体内から物質が排せつされない、全部蓄積するといふふうに仮定いたしましても三年余かかるわけではないというふうに、専門家の御意見としてはございまして、これらの点から考えましても、現在のうちに授乳を禁止するというレベルではないと、いうふうに、専門家から結論をいただいておる次第でございます。

○島本委員 いま局長がおっしゃったように、確かにそれは人間に有害な物質であるけれども、一度体内に入ったものは体内で分解も排せつもされないまま中枢神経等の脂肪に蓄積されて、そしてこれが不治の病になつてしまふものであり、排出されるならないけれども、排出されないでそれが体内に蓄積されるのである、こういうことになつた場合には、いま安全だからこれでよろしいのだという結論を厚生省として出すことは一体どうなことですか。それは蓄積されて、小さい子供にそのまま一年、二年、三年後に蓄積されたものはそのまま被害となつてあらわれるじゃありませんか。その点に対してもはつきりしたデータがあるのですか。それは蓄積されて、小さな子供のままです。またその対策はどうなつておるのですか。これも聞いておるのです。またその対策はどうなつておるのです。さつぱりこの辺の答弁がございません。

○島本委員 これはほんとうに危険きわまりないのです。大臣、こういうような状態です。

もう一つついでにお伺いしておきますが、この原因は何ですか。それと同時に、いままでにはっきりしているデータが出ておるのは、福岡では〇・〇〇四PPMから〇・〇二PPM、それから大阪では〇・一PPMから〇・七PPMまで、こういうように検出されております。その以前にも、京都にもこれが検出されてることは、さっき言ったとおりです。東京都でも衛生研究所で二月二十二日にもうすでに魚から検出されて、これはもうすでに公表されておるからおわかりのとおりなんです。こういうよう見ると、では原因は何なんですか。その原因がはつきりしたときにその対策は考えなければならないわけですから、やはり専門家といふものに対しても、検討したといふながら、また、過去の科学的データによつたといふながらも、すばりと言つて、これがなんだと、こういうようなことのようであります。そうすると、毒性があるかもしれない、また危険だといふれながらも、対策はない、こういうようなことになつてしまふのです。これはもうほんとうに通産省、それから厚生省、両方あわせて——人畜に重大なる被害を与えることになるのです。これに対して対策は急がなければなりませんが、長官、いまのような実態ですが、一体これに対しても今後どのように行政の指導をしていくかとお考えですか。この際意見の開陳をお願いしたいと思います。

きてはおりません。しかし、あのカネミ油漬症ですか、あの事件を考えましても、とにかく何らかの大きな影響を与えることは間違ございません。したがいまして、早急にこの対策を立てることが、あるいはこの治療法その他を考えることが大事な段階と思います。

で、御承知のように、いまいろいろな報道やいろいろな話を聞きますと、至るところにこのP.C.B.が散在しておるようでございます。これは、どんこに、どのような経路でいったかわかりませんが、少なくとも過去十年以上の長い間の無秩序な無意識的なP.C.B.の使い方が、このような各地にめちゃくちゃに散在されるような結果になつたと思います。ですから、一体どれだけのP.C.B.がどういうものに入つておるかということは、ほとんどいまわからない段階でござりますから、ほんとうのこと申し上げますと、まことに情けない話でございますが、どうしていいかわからないのはそのとおりであります。しかし、わからないからといってほっておくわけにはまいりません。ですから、まず最初にしなければならないことは、P.C.B.というものが何にどれだけ入つているかということを調べ得るような分析の手段を一日も早くつくり出すことだと思います。幸いに、いろいろな、科学技術庁その他の努力によりまして、あるいは厚生省の努力によりまして、分析の方法が大体統一されてきたようですがございます。しかも、これは食物とかあるいはきれいな水であるとか、そういうものの分析は、大体方法はきまつたようですがございますから、これを用いまして、できるだけ早くいろいろなもののP.C.B.のあり方、いろいろなその分布のしかた、そういうものを徹底的にこれから調べてまいることが必要だと思います。それからもう少し早くこの技術を進めて、いろいろな汚水その他よこれたもの、そういうようなものの中に含まれるP.C.B.も十分に分析測定ができるような手段を早くつくること、これが一番大事だと思います。同時に、そのP.C.B.というものがどれほど人体に影響するのか、どれだけの毒性があるのかということは、一日も早く生体実験をどんどん

とが、人体に対する被害の程度あるいは許容量と
いうものをはかり得る一つの手段だと思います。
この二つを私はまつ先に対策としてつくらなければ
ならぬと思うのです。もちろん今後P C B の製
造をどうするか、使用をどうするかということは
通産省がたびたびいつておりますから、それを左
実に守つてもらいまして、なおいま出回つておる
製品の回収、そういうものもできるだけきびしく
取り締まつてもらわなければならないと思ひます。
ますけれども、その二つをまつ先に考へることが
必要だと思います。幸い、このP C B は非常に安
定性が強く分解しがたい物質であるとは申しま
すけれども、体外に排出されるのでござります。
申しますのは、いろいろな報告があります
ように、母乳の中からP C B が見出されたとい
ふことは、とりもなおさず、それは体外に排出され
た一つの証拠でございます。そういうことで、確
かに排出もされますから、私は、そういうことを
十分に土台として、一日も早くその治療なり対
応の手段を見つけることが大事であると思います。
ただP C B はこのとおり日本至るところに散在し
てどう手をつけたらいいかわからないような様子
でござります。しかし幸いに、いまだ大きな被害
が、カネミ油症以外は出ておらないのはしあわせ
でございます。これはおそらく、われわれが口で
ら取り入れたものの中に含まれるP C B そのもの
が、全部直ちにわれわれのからだに蓄積されるよ
うではないだらうと思うのです。そういうところ
のある間に、できるだけいまのような原則を早く
忠実に実行いたしまして対策を立ててしまひり
い、それが必要だらうと考えております。

さるるというおそれも十分あるということも例証されて、この物質が日本人の大切なん白資源の中に入って、それをわれわれが常に攝取しておるということですから——水中にもこれは当然ある。それからまた空気の中もある。したがつてそれが蓄積されていく。若干排出されても、それは、蓄積される量がよけいだつた場合は必ずからだに被害が及ぶ。したがつてそうなつた場合には、異常児だとか小児ガン、こういうようなものさえもその一因ではないかということさえいわれておるわけでありまして、これは、お医者さんであり博士である環境庁長官一番よくおわかりのことだと思うのです。ましてこういうような点については、いますぐわからなくとも、将来推定されるんです。無過失から推定規定を取つたにしても、この場合には完全に推定されるんですから、こういうようなことに対するは、もうはつきりしたその対策を練つておかなければだめだと思っております。これはやはりゆゆしい問題でありますから、通産省、厚生省とともに、この問題は対策を緊急に立てもらいたい、こういうように思います。

が、通産省のほうの仕事であるから厚生省のほうはそのものに対しても触れない、こういうようなものがござつては次から次へこういうようなもののが起つてくるのです。これは通産、厚生両省とともにこの問題に対してもはつきり対策を持つて当たつてもらわなければだめだ、私はそう思うのですが、この毒性を調べて許可するというこの態度、それから通産省のほうではストッパー、現在あるものに対してもこれを企業の責任において処理させるというこの態度、これは我々相手なればこれがまた無限大に国民に及んでいくということになりますが、この辺の見解についてはつきりしておいてもらいたい。

○久良知政府委員　PCEの代替品の問題からお答え申し上げたいと思います。

○久良知政府委員　PCEの代替品の問題からお答え申し上げたいと思います。

閉鎖系、開放系とともに非常に広い範囲に使われておったものでございますので、通産省といったましても、その代替品の開発ということにはかなり力を入れまして現在指導をいたしておるわざいりますが、現況におきましては、これはむしろ昔に返るわけでございますが、いわゆる鉱物性の油、それからかなり高価なものになるわけでございますが、シリコーン系の油に切りかえると、いうことを進めておるわけでございます。それから熱媒体用としてかなり用途があつたわけでございますが、(島本委員)「それは禁止されたでしょう」と呼ぶ)はい、P.C.B.を中心いたしましてその代替品の開発に努力をいたしておりまして、現在サームエース、S.K.オイルというふうな媒体用の代替品の開発、実用化に近づいております。

それから感圧紙用にいたしましても、アルキルナフタリン、アルキルジフェニール等の物質によります代替が進んでおるわけでございますが、先ほど先生御指摘ございましたように代替品の毒性というふうな問題、これは大いに関心を要する問題でござりますので、今後とも関係官庁とも連絡をして、P.C.B.の前の問題を教訓にいたしまして、間違ひのないように努力をいたしたいと思ひます。

○浦田政府委員 厚生省といたしましても関係の各省、ことに通産省あるいは農業の関係でござりますと農林省、これらの各省とも、厚生省の人間の健康というものを守る立場から、たとえば食品が汚染され、それによって人間の体内に攝取されるといったようなおそれのある新しい化学製品あるいは農薬等につきましては、事前にそういう点の、ことに慢性毒性などのチェックを十分にして、安全性を確かめた上で工業化してもらいうふようにやってまいりたいと思つております。これにつきましては、農林省の新しい農薬を許可するという場合には、この方式がすでにスタートいたしております。今後通産省のほうとも十分にその点連絡をいたしまして、新しい化学製品でやしくも食物連鎖の果てといたしまして、人体に攝取されるというおそれのあるものにつきましては、事前に十分にその安全性について確かめた上で工業化するというようやつていただきたいと思います。

また、既存の現在すでに回っているいろいろなものにつきましては、やはり疑わしいものから逐次緊急に点検をしていく、そういう目から見直していくくということをやっていく必要があるとこうふうに考えております。

○木村説明員 母子の健康審査につきましては從来から保健所を中心といたしましてやっておるわけでございますが、今後P.C.B.の関係に視点を合わせまして十分にその徹底をはかっていきたい、かようと考えております。

○大石国務大臣 これはまあ他省庁のこととございますが、先ほど浦田局長は、母乳からP.C.B.が出ておるが、いまの段階ではこれを哺乳するのは差しつかえないという見解であるというふうに申されております。私もそのとおりといたします。しかしいろいろと心配をしなければならぬことがござります。安心も与えなければなりませんから。それで、母乳はできるだけ哺乳させないよう、まあ別な牛乳か何かで補つているだらう。児童家庭局はそのようにしていると私は思うのでございますが、そのような発言を忘れたんじやないかと

思ひますので、一言私から申し添えておきます。
島本委員 大体意見はわかりましたが、なお重
大な点が一、二ありますので、これを指摘して、
今後それに対しひとつ全行政を集中して解決に
当たつてもらいたいと思うのです。
確かに、いま答弁がございましたよう、西ドレ
イツでは○・一〇三PPMであり、英国は○・〇
六PPM、アメリカは○・〇三PPMであります
が、大阪の場合には、北の母親十五人に對して調べ
べた結果○・一から○・七PPMが検出をされ
て、この数値が異常に高いということがわかつた
わけです。しかし、他の国がこれだけ低いとい
うことは、規制手段がその国によつてきめつとして
あるからこれが低いのであります。向こうででき
ないから日本へ来て、こういうふうな害毒を国民
に与えながらも日本ではこれを製造し得るのであ
ります。そういうふうなところも政府内の行政の
一つの欠陥じゃないか、こういうふうに思うわけ
であります。それに対し、いまいろいろ聞いて
みたところが専門家といろいろ検討してみたと
か、過去の行政データによつたとか、こう言いな
がらも、そういうようなことは一つもないという
ことがあります。これから新たにやらなければなら
らないということであります。これだけ諸外国よ
り手おくれになつているといふ行政の実態が
らして、まあ通産、厚生兩省はこの点の対処は完
全はしておいてもらわなければなりませんし、環
境庁長官もその点は強く指導してもらわなければ
ならない、こういうふうに思う次第ですから、こ
れは強く要請しておきたいと思います。
ただ、いままでがあがつたデータだけを申し上
げましたが、しかし東京湾付近で、これも同様に
ひどいのですが、これだけのデータがまだあがつ
てきていません。おそらくわかつた瞬間にまたぎよ
うてんするのじやないか、こう思ひます。したが
つてそういうようなことがないように、いまから
でもその対策を早く樹立するように心から要請し
ておきたいと思います。
また川魚、こういうようなものに対するのいろ
いろなデータもそれぞれあがつておりますが、昭

和二十九年から四十五年までにかけてのデータはいろいろありますけれども、P.C.B.は一万一千トン近くも排出されておる、それがアメリカの三分の一ぐらいだ、こういわれておりますけれども、日本はアメリカの面積から比べたら狭いのですから、その稠密度合いからすれば、被害の状態からすればどうしてアメリカの比じやないのですか、こういうような点から考えて、あくまでも国民の保健という立場からこの点の行政は完ぺきを期してやってもらいたい、このことを強く要請しておきたいと思います。最後に環境庁長官の決意を伺つて、私は次に移りたいと思います。

○島本委員 次に移ります。

まずO.E.C.D.が原則採用したPPPの問題ですが、これがいろいろ今後日本の経済にあるいは産業に影響がもたらされるであろう、こういうようなことを私どもは常に考えてございます。O.E.C.D.、これは経済協力開発機構ですか、この中の環境委員会で認められたPPPの原則、これは満場一致で採択されておる。しかしながら同時に今度日本をはじめとして、それに対する例外、こういうようなものを持ち出していく協議されたようう聞いておりますが、この原則と例外、これがどうなつておるのか、関係者にこの辺をはつきりと解明してもらいたいと思います。

○森口説明員 お答え申し上げます。

いま御質問がありましたがPPPの原則は、正確に申しますと、環境政策の国際経済面に関する指針という中で、PPPの原則がうたわれておるわけでござります。この指針の中では、汚染者負担

Digitized by srujanika@gmail.com

の原則と環境基準の両者について言及されております。汚染者負担の原則については、公害防止の費用は汚染者が負うべきであるという原則はきわめて望ましい。というのは、結局公害防止の費用が製品の価格に反映されることによりまして環境資源の合理的な利用がはかられるという趣意でございます。ただ、汚染者負担の原則には、各国は同意しておるわけでありますけれども、この原則の適用に関しては非常に厳格に解釈すべしとする国と、非常にルーズに解釈しろという国と意見が非常に分かれておるわけでございます。そういう趣旨を受けまして、この指針の中では、国際貿易に重大なひずみをもたらすような補助を公害について行なってはならないというよう規定されておるわけでございます。重大なひずみという意味を受けまして、先ほど先生が御指摘になりましたような例外は、一体何であるかということの議論が行なわれておるわけでございまして、この例外につきましては、この一番下の下部機構の小委員会でも若干の議論は行なわれておるわけでございますけれども、現在まだ例外が何であるかということについては、明確な結論を得ておらないというのが現状でございまして、今後どういう場合にその例外を認めるかということはさらに内部で詰めていこうというような申し合わせになつておるという現状でございます。

○渡辺説明員 御指摘の汚染者負担に関する原則につきましては、去る二月のO E C D の環境委員会において採択されたわけでございますけれども、これがO E C D の正式の決定として発表されるためには、O E C D の意思の最高決定機関でありますO E C D の理事会の決定を必要とするわけでございます。現在のところこの決定は、ことしの五月二十四日から開かれますところの閣僚理事会において決定されるのではないかと見込まれております。

この指針は、わが国としてはすでに公害対策基本法に盛られているところでございまして、かつ先生御指摘の例外の点については、今後O E C D の機構の内部においてさらに検討していくということになつておりますので、われわれ政府としては、この指針が現在の日本政府の公害対策に支障があるというようには解釈していないわけがないであります。

○島本委員 そうすると、いま言つたP P P の原則は、あくまでも公害防止のために補助金を出さないで、その負担は企業自身の責任において行なうべきである、こういうようなことのようになります。同時に今度その例外ということが提案され、過渡的というは一つの期間から一つの期間に移る間だと思うのです。過渡的な状態が過ぎたならばこれが許されないということになるのじやないかと思うのですが、過渡的手段は永久効果ということになつて認められるよう話し合いついたのですか、そうじゃないのですか、この辺が少しばく然としているようありますので、この点も解説してもらいたいと思います。

○渡辺説明員 先生御指摘のとおり、例外措置について過渡期間認められるということが一つの原則でございます。他方もう一つの原則は、先ほど通産省から御指摘がありましたように、国際貿易に重大な影響がある例外については過渡期間認められる。したがいまして、重大な影響があるということはどういうことかという点あるいは過渡期間とはどのくらいの年限をさすかという点については、今までのところO E C D の内部で意見

○島本委員 今後その詰めを行なうのは、五月に開く予定のO E C D の関係閣僚理事会でいろいろ行なわれるようになります。伺っておりますが、それに福田外務大臣が代表として参りますが、田中通産大臣が参るのですか、それとも経済企画庁長官が行くのですか、また環境庁大石長官が行くのですか、これはいずれがこれに臨むようになるのか、この点もあわせて知つておきたいと思います。

○田中委員長 これは説明員ではちょっと無理だな。——それでは国務大臣としての大石環境庁長官。

○大石国務大臣 関係会議にどなたが出席するのかまだ聞いておりません。申しわけございませんが、そういう段階でございます。

○島本委員 外務省並びに環境庁、いま言つたように、ここでいわゆる日本の公害対策のいわば対外的な一つのルールが過渡的であろうともきまるわけであります。大事なのはその五月であります。そなりますと、これは外務省といえども、通産省といえども、環境庁といえども、これに重大な関心を持たなければならぬということは当然であります。この点がだれになるかわからぬといふのはどうも心外であります。進んで私が行きます。佐藤内閣総退陣しようとも私はけが残って行きますというあなたの気概を示すべきじゃないか、こう思うわけなんですが、これはまだ依然としてわからない、こういうようなことがあります。あるならば、困ったことだと思います。したがってもう一回やりますが、P P P の原則、これは満場一致で確認されていますね。それからいま書いた貿易に重大なる影響というような点と過渡的な期間というような点、この点だけは五月の関係会議というのですか、関係閣僚理事会ですか、この中でこれが取りざたされる、こういうようなことになると思うのです。

そうすると私がいま言つたようにして、ここにあるこの法律案の中で工業再配置促進法案といふ

のが出されているでしょう。それと同時に、工業の再配置促進対策というような点も通産省からこれははつきり出されございましょう。そなりますと、この中にはつきりと環境保全対策として補助金の用途、これは環境保全の施設等に限る、こういうようにしてこのためにはつきり補助金もこれに出すことになつてゐるわけです。それと同時に融資等についても十分これは配慮する、これが五項目にはつきりしているわけあります。そうするとこの決定があくまで基本線でいふとすると、日本のこの出した法律、こういうようなものはまた再び世界から指弾をされる、こういうようなことになるのでありますて、やはりこの辺は十分考えておられるのじゃないかと思いますが、これはP·P·Pの原則に抵触するおそれがないのかあるのか、通産省のほうからこの見解を表明してもらいたいと思います。

になつてゐるわけです。今度はこれだけは別にそういうようなものに対する補助をしてやる、こういうことになります場合には、これはやはりPPPの原則にひつかかるおそれがあるのかないのか、ということなんありますけれども、この点外務省、どうですか。

○渡辺説明員 汚染者負担の原則、いわゆるPPPの原則につきましては、先生御指摘のとおり閑僚理事会において採択され決定されていくと思いますけれども、実際の御指摘の過渡期間とはどういう期間をさすかあるいは例外はどういうものだということはおそらく閑僚理事会においては決定されずに、閑僚理事会において決定されるのはPPPの原則といつてものが大切なものであるという精神を決定する。したがいまして、過渡期間はどのくらいあるかあるいは例外はどういうものを認めかといふ点はさらに閑僚理事会のあとにOECDの機構の中で検討されていくものだというようになります。したがいまして、御指摘の法案について、これがPPPの原則に抵触するかどうかといふことについては現在のところはつきり申せないわけでござりますけれども、先ほど御指摘がありましたように、PPPの原則を採択したOECDの各国の中にかなり考え方の開きがございます。したがいまして、この点については、今後ともわが国の公害行政あるいは公害問題の特殊性等について機構内部で立場を明らかにし、御指摘のよくな法案についても十分納得のいくような説明を行なつていただきたいというようになります。

○島本委員 政府もそういう立場にあり、今後の貿易を含めまして、いろいろPPPの原則そのものが確認された原則の上に立つて今度はきっとやらないければ、逆に公害ダンピングといふことで日本がまたいろいろの点、関税の問題その他の不利益な状態に追い込まれるおそれがあるので、外務省、通産省それから環境庁とともにこの問題に対しては指導を含めて十分に今後検討しておいてもらわなければならぬ大きい大きな問題だと思います。まあひとつ今後の問題もござりますか

ら、これは特に検討して、このためにまた世界から指揮を受けることがないよう十分配慮すべきである、こういうふうに思いますので、ひとつ閑僚としての大石長官の御意見を伺つて最後にした

○大石国務大臣 このPPPにつきましてはいまの島本委員の御意見に同感でございます。われわれはやはり国際社会の一員としてお互いに協調してまいらなければなりませんので、やはり我が国だけが公害の防止事業を怠つたり、その結果ソーシャルダンピングといわれるようなことがないよう万全の注意をする。それはやはり当然いま言ったようなボリューメーの負担が原則である。これはそのような国際的な規約をするまでもなく、国内においてもそのような精神と方向は確立していかなければならぬ、こう考えております。

○田中委員長 次に、古寺宏君。

○古寺委員 最初に厚生省にお尋ねをいたしますが、現在スモンの調査研究協議会の総括報告で問題になつておりますところのキノホルムに添加をいたしました乳化剤についていつごろから乳化剤を添加したのか、この点についてお尋ねをいたします。

○豊田説明員 先生もすでに御存じのとおり、この間のスモン調査研究協議会におきまして、キノホルム部会で、札幌医大的先生が「CMCが経口投与したキノホルムの血中出現に及ぼす影響」

○古寺委員 お答えいたしました。CMCといふ乳化剤を添加を許可をいたしましたのは昭和三十一年一月の十七日付の許可でございます。

○古寺委員 その乳化剤はどういうような働きを持つておるか、お尋ねします。

○豊田説明員 「委員長退席、島本委員長代理着席」お答えいたしました。

○古寺委員 体内に入りましたときに腸管内におきまして、キノホルムは先生も御存じのとおりに殺菌消毒剤でござりますので、腸管内で乳化作用をさせやすいといふふうな働きのものでござりますので、腸

管内へ入りましたときにキノホルムとともに乳化現象を起こして広く腸内に分布するという作用の

○古寺委員 この乳化剤は界面活性剤であるといふことをお聞きしておりますが、乳化剤を他の薬剤で添加しているものはどういうものがございま

すか。

○豊田説明員 乳化剤を使用しておる薬剤は非常に多うございまして、CMCは食品添加物における薬剤にも広く使われておるものでござります。

○古寺委員 スモンの調査研究協議会の総括報告によりますと、この乳化剤がキノホルムの毒性を助長してスモンの発生を促進したというよう私どもは受け取つてゐるわけでございますが、そういう点について、乳化剤を添加した場合の毒性試験についてはどういうふうにおやりになつておりますか。

○豊田説明員 先生もすでに御存じのとおり、この間のスモン調査研究協議会におきまして、キノホルム部会で、札幌医大的先生が「CMCが経口投与したキノホルムの血中出現に及ぼす影響」という課題で雑犬とビーグル犬につきましての発表をされておるわけでございますが、私どもは

うにおきましては、昨年度から、乳化剤とかそういうようなわれわれ申しております医薬品添加物

のデータは要求しておりませんでした。

○古寺委員 「島本委員長代理退席、委員長着席」現在までに乳化剤を添加している薬

品について、当然これは全部洗い直してみる必要があると思いますし、さらにこの界面活性剤についていろいろな危険性が潜在しているわけ

ございますので、今後乳化剤を添加している薬品については一応この添加を禁止すべきであるとい

うように考えますが、いかがでござりますか。

○古寺委員 魚介類や水産物が死亡しないといった水産生物の影響につきましては、調査の結果によりますと、海水中の油処理剤の有効成分、そういうたわけでございますが、この毒性の調査はどういうふうになつてゐるか、お尋ねしたいと思いま

す。

○松下説明員 ジュリアナ号の油処理剤によります水産生物の影響につきましては、調査の結果によりますと、海水中の油処理剤の有効成分、そういうたわけでございますが、この値は魚介類を致死せしめるような影響にはないといふうに考えられておりま

す。

○古寺委員 しましても、いろいろな危険性が考えられるわけですが、そういう点についてはいかがでござりますか。

○松下説明員 ジュリアナ号の調査におきましては蓄積の影響を直接研究はいたしておりませんが、過去におきますいろいろな調査結果によりま

すと、この程度の濃度のものであれば蓄積その他にも影響はないだろうというふうに推察されるわけでござりますが、これは先ほど申しましたように、直接ジュリアナ号につきましては調査いたし

ておりません。

○古寺委員 十二月に官房長官から、P C Bあるいは油の処理剤、さらにも家庭用化学用品あるいは加鉛ガソリン等についての管理取り締まり体制を強化するための通達が出てるわけでござりますが、この油の処理剤についてのその後の検討はどういうふうに進められておりますか。

○岡安政府委員 いまお話しの、昨年十二月の二十四日に官房長官から各省に通達が出来まして、油の処理剤等につきましては、運輸省が事務局となりまして、関係省庁は厚生省、農林省、通産省、労働省、自治省、科学技術庁それから環境庁等が寄りまして、これらにつきまして、油の処理剤等の、まずどういうようなものを今後使用すべきか、特にその前に、現在の処理剤についての化学的性質を分析する、それから今後やはり環境の汚染の影響のないものを使わなければいかぬわけですが、それにつきましての検討をそれぞれ分担して行なうということになつております。ございまして、それらにつきましての検討をそれらの影響のないものを使わなければいかぬわけですが、特にその前に、現在の処理剤についての化学的性質を分析する、それから今後やはり環境の汚染の影響のないものを使わなければいかぬわけですが、特にその前に、現在の処理剤についての化学

○古寺委員

その答申だけではなしに、どういう

よ

う

な

科

学

的

根

拠

に基

づ

いて

厚

生

省

の

持

つ

て

お

ま

る

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

私も全く賛成でござります。私もかねがねそのよう考へておりますので、実は先ほどお話をありました昨年の十二月の二十四日でしたか、閣議のありましたときまして、いろいろなことに化学製品を中心として、こういふものの製造なり発売なり使用につきましては、嚴重な毒性試験とかあらゆることをして規制して、再検討して、安易なことはしてはいけないと、ということを申し合わせいたしまして、それによつて、これを各省庁によつて、いろいろそのような措置を講じておるような実情でござりますが、あれは私が閣議で主張いたしましてある、いうような手段をとらせたわけであります。まだ今までの経過では必ずしも十分な成果をあげたとは思いませんが、やはり今後は各省庁において必ずこのよくなほんとうに毒性があるかないか、有害であるかないかということを、あらゆる検討をして、あるいは出しているものは再検討し直して、そして絶対安全を期さなければならぬと考えております。

○古寺委員 厚生省は外国ではA B Sを全部L A Sに切りかえをしておりますね。わが国ではこういう点については全然無関心のように思つたのですが、この点についていかがでござります。

いと思ひます。

○古寺委員 そこで、厚生省に申し上げておきたのは、非常に危険な界面活性剤、これを薬品に添加をしておる。また、油の処理剤にも使われておる。そして、洗剤にも使われておるわけでござりますので、今後この毒性というものを新しい時代に対応した考え方でもつて試験をして、安全性を確認して、その上で人命尊重の立場で使用の許可をする方針で進んでいただきたいということを特にきょうは要望申し上げておきたいと思います。

それでその考え方でございますが、まず乳児にとりまして母乳は他の栄養食品に比べましても、格段に栄養的な効果が、これは乳児の健康上いろいろな意味を含めまして、先生御案内のように特にすぐれた食品でございます。したがつて、乳児につきましては、できるだけ母乳をもつて育てて下さいといふことが望ましいという小兒科の専門家との一つの前提がございます。それといままでのデータといたしまして、実際に健康障害が起きました例はカネミ・ライスオイルでございましたが、このときの含有量は、先生の御案内のように、二千ないし三千P.P.M.という、これはああいう事故でござりますので、ちょっとたはづれのデータでござります。ああいうときのデータから類推いたしますと、相当量の蓄積がなされなければ、水銀量で〇・五グラムというようなことがいわれておりますけれども、そういう蓄積がなされない限りは、健康障害はまあ起こらないであろうということが言われておる。そういう両面から考へえあわせまして、乳児の健全育成ということを考慮いたしました場合には、現在発表されております程度の汚染につきましては、やはり乳児の養育は母乳をもつて行なうほうが総合的に見て、望ましいといふのが学者の一致した見解ということです。

ます。ただ、ただいま先生から御指摘がございきましたように、慢性毒性につきまして、まだP.C.B.につきましては十分な検討がなされておりません。そういう意味におきましては、確かに絶対に危険でどこまでが安全といふような基準がなお確立されていないわけでございまして、そういう意味でも含めまして、授乳は続けるほうが望ましいけれども、さらにそいつた子供さんあるいは全般的に乳児につきまして、今後健康診断を励行いたしまして、その健康管理をあわせ行なって、万一異常が発見された場合にはすみやかな手を打つというような体制をあわせ行なう、そういうことも含めましての結論だというふうに私ども了承しております。

右翌年の二月には、魚の食用部分を五PPM、七年の一月には食用鳥類を五PPM、八月には卵を〇・五PPMとして規制しているわけでござります。確かにそれは母乳にまさるものはないといふことはわかります。しかしながら、現在からだに異常がないからといって、このまま飲ましてもよろしいとか、あるいはまだ慢性毒性の試験の結果が出ていないのにこういう危険なものをするまま乳児に与えるということは非常に危険性があると思う。先ほど大臣は、こういうような母乳は飲ませなくて別なもので代用することを厚生省では考へてゐるのじやないかといふ御答弁がわざわざあつたわけございますが、もう一回大臣から、大臣のお考えをいただきたいと思います。

○大石国務大臣 私はPCBにつきましては、たいした見識もありませんので、はたして的確なお答えができるかどうかわかりませんけれども、私はやはりこういうものは、ことに小児でありますから、赤ん坊でありますから、ある程度の反応が出てからやめるというのではおそいとおもいます。当然そんなことは考へない、初めからそのような変化の出ないようなことを考へることが一番大事じゃないかと思ひます。そういう意味ではやはりまだまだその毒性の実態がわからない、あるいは慢性中毒のあり方がわからぬ現状におきましては、できるならば私はそういう危険は避けたほうがよかろうと考えます。

○古寺委員 大臣がそういうふうにおっしゃつておるわけですね。しかもおとなの場合と乳児の場合では全然違うと思うのです。カネミ・ライスオイル事件の要領を持ってきて、それを乳児に当てるはめようとするところに非常に非科学的な考え方があるからと私は思ひます。そこで、一体それが基礎にあると私は思ひます。そこで、一体それでは治療法については厚生省はどう考えておりま

卷之三

が、今まで対症的にいろいろと治療を進めておるところでございます。たとえば、皮膚に塩素の腫瘍、にぎびのようなものができますが、そういったようなものにつきましては、やはり皮膚科的な治療法あるいは肝臓などの障害につきましては、肝臓の治療といったようなことで、対症的な療法をやっておるところでございますが、現在までのところ症状は逐次軽減してきておりまして、またカネミのP.C.B.そのものも体外へある程度は排出されてくるといったようなことがわかつておる段階でございます。

○古寺委員 いま生れたばかりの赤ん坊が○・七P.P.M.の母乳を三年間飲み続けると、ちょうどこのカネミオイル事件と同じような状況になる。こういうふうに先ほどおっしゃつておりましたですね。そいたしますと、われわれ国民は毎日のよう魚や野菜、いろいろなものからP.C.B.をとつているわけです。いつ国民がP.C.B.によって病気になるかわからぬでしよう。そういうものに対する治療法もまだ確定していない。治療法の開発も進めていない。現在あるのは対症療法だけです。そういうような現状でもって、子供に母乳を飲ませることについては心配がないというような非常に安易な考え方、これをまず改めていただきたいと思います。

次に、現在分析法が統一されたわけでございま

すので、排出の基準というものを当然つくらなければならぬと思いますが、この点についてはどうでございましょうか。

○河野説明員 御指摘のように分析方法につきましては、一応水・食品については見通しを得たわけでございますが、環境庁といたしましては、排出基準あるいは環境基準を設定する上に必要な資料を得るために、汚染の著しい水域あるいは工場排水につきましての分析方法を開発する必要があるわけでございます。そういう意味におきまして、現在調査研究を進めておるわけでございまして、その結果を待ちまして、できるだけ早く基準の設定を行ないたい、かように考えておるわけでございます。

○古寺委員 アメリカでこういうふうに指導基準をつくっているわけですから、暫定的にでも残留基準なりそういうものをいますぐつくれるわけですが、それがいつにまで出荷をしない、こういう方針を立てございますが、なぜこういうふうに調査してからとか実態がわかつてからというようなままぬることをおっしゃるのでございますか。これは大臣からもう一へんお願ひします。

○大石国務大臣 古寺委員の考え方よくわかります。ごもつともだと思ひます。ですが、くどいことを申すうすけれども、たとえば○・二とか

といわれてもそれが正しいかどうか判定する、測定する方法がない。ですからやはりある程度の規制が完全にできるような、それが証明できるようだけ早くそのような基準をつくって厳重な規制をしたいと考えておりますけれども、いままでは御承知のように分析の方法が確立しておりません。ですから根拠がないのです。ようやく今回本とか食品についての分析方法が確立されましたけれども、まだ汚水とかそういうものにつきましては正しい数字が出るようなところへいっておらない。もう少しでできるそうでございますが、そういう状態でございますが、そういう状態でござりますので、できるならば確実な根拠によりたいたいことと、分析の方法の解説を待つて、その結果きめたいというのがわれわれの願いでございます。

○古寺委員 くどいようであります。アメリカに一応こういうような基準があるわけですから、そういう分析方法は一応統一されたのですから、そういう暫定的な残留基準あるいは暫定的な排出基準といふもののをきめておいて、さらに実態がわかつた上でごくしくすればいいと思うのです。なぜそういうふうな――一応販売を中止するとか製造を中止いたしましても、今まで出回ったものをそのまま放置しておきますと、われわれの健康以外にも環境汚染というものがどんどん進行していくわけでございます。そういうもののに対する対策は、その設定を行ないたい、かように考えておるわけでございます。

○小幡説明員 先生ただいま御指摘のありました

ように、開放系につきましては、すでに感圧紙が規制をしておりますけれども、今後閉鎖系のものについてはどういうような規制をしていくわけでございますか。

○小幡説明員 先生ただいま御指摘のありました

くなつたときにP.C.B.を確實に除去できる用途についてのみ今後出荷を続けさせ、それ以外の用途については出荷をしない、こういう方針を立てますけれども、早急に結論を出して、これもとりあげましたけれども、それによりましてほぼ取締まりの目的は達成できるというように考えております。

しかし、さらにその確実な実効を担保する手段として、法律の制定といふことも必要かと思いまして、昨年の十二月の官房長官通達に基づき設置されました各省連絡会議におきましても、立法措置も含めてただいま検討しておる段階でござりますので、その結論が出次第、しかるべき措置をとりたいと考えております。

○古寺委員 このP.C.B.の汚染は、これは全国的に広まっているわけでございますが、水とか食品の分析方法が統一されたわけでございますので、全国的な実態調査といふものを、早急に政府としてこれをやる必要があると思いますが、この点についてひとつ大臣から、政府はどういうようになりますので、今後進めていくお考えか、承りたいと思いま

す。このP.C.B.の汚染は、これは全国的に広まっているわけでございますが、水とか食品の分析方法が統一されたわけでございますので、全国的な実態調査といふものを、早急に政府としてこれをやる必要があると思いますが、この点についてひとつ大臣から、政府はどういうようになりますので、今後進めていくお考えか、承りたいと思いま

す。このP.C.B.の汚染は、これは全国的に広まっているわけでございますが、水とか食品の分析方法が統一されたわけでございますので、全国的な実態調査といふものを、早急に政府としてこれをやる必要があると思いますが、この点についてひとつ大臣から、政府はどういうようになりますので、今後進めていくお考えか、承りたいと思いま

す。

○古寺委員 次に、通産省は行政指導で今まで規制をしておりますけれども、今後閉鎖系のものについてはどういうような規制をしていくわけでございますか。

○小幡説明員 先生ただいま御指摘のありました

ようになります。残るところは電気機器あるいは熱媒体等の閉鎖系の用途でござりますけれども、これにつきましては、やはり将来それが廃棄される場合に問題を生じるということには製造中止、販売中止ということを要請してお

りますので、将来これが廃棄され、要らなくな

くなつたときにP.C.B.を確実に除去できる用途についてのみ今後出荷を続けさせ、それ以外の用途については出荷をしない、こういう方針を立てますけれども、早急に結論を出して、これもとりあげましたけれども、それによりましてほぼ取締まりの目的は達成できるというように考えております。

しかし、さらにその確実な実効を担保する手段として、法律の制定といふことも必要かと思いまして、昨年の十二月の官房長官通達に基づき設置されました各省連絡会議におきましても、立法措置も含めてただいま検討しておる段階でござりますので、その結論が出次第、しかるべき措置をとりたいと考えております。

○古寺委員 実際問題として、このP.C.B.の問題が起きてから、地方ではいろいろ衛研その他に分かれますけれども、これにつきましては、やはりこれは当然やらなければならぬと考へております。

○大石国務大臣 いまお話しのように、全国的な調査をすることは私も必要だと思います。これはどのような手立てでございますか、具体的なことは申し上げられませんが、やはりこれは当然やらなければならぬと考へております。

もない、こういうような体制になつておられますので、今後こういう面の体制を環境庁のほうで強力に推進をするようにしていただきたいと思います。

次に、P C Bによるところの水産動植物に対する影響について、水産庁はどういうふうに研究を進められる考え方ですか。

○松下 説明員 P C B様物質によります環境汚染につきましては、先生御承知のように、科学技術庁を中心といたしまして、関係各省庁それぞれ分担をいたしまして、組織的に研究を進めておるわけでございます。先ほど統一されました分析方法によりまして、水産庁関係の研究機関、この中には東海区水産研究所、南西海区水産研究所、淡水区水産研究所、それと水産大学校が含まれております。こういった研究機関及び関係の都道府県の水産試験場等の御協力を得まして、魚類、貝類、藻類、そういったものの汚染の実態、それからこういった魚類、貝類、藻類におきますP C B様物質の蓄積、濃縮、排せつといったような、いわゆる汚染機構の解明のための調査研究を現在実施中でございます。

○古寺 委員 その対策はどういうふうになつておりますか。

○松下 説明員 対策につきましては、そういった調査結果を得ましてから十分検討いたしまして、必要あれば関係各省庁と協議してまいりたいといふふうに考えております。

○古寺 委員 そういうことでは日本国じゅうの魚がP C Bで汚染されて、やがては食用に供されないというような結果になると思うわけでございますので、対策のほうも早急に進めていただきたいと思います。

いま海洋汚染防止法の政令によつて廃棄物の投棄海減の問題が検討されておるようでございますが、例の北海道の苦小牧の日輕金の赤どろの投棄の問題については、その後どういうふうになつているか承りたいと思います。

○大石 国務大臣 これは環境庁でも陸上処理を原則として、その方針を進めてまいりましたが、先

日ようやく北海道全体の北海道厅を中心とする考
え方並びに会社の考え方も固まりまして、陸上で処
理する、埋め立てで処理するということに方針が
きまりました。これでこの問題は解決したわけで
ござります。

また、この問題につきましては、ぜひ参考人をお呼びいたしまして審議を進めていただきたいということを、特に御要請を申し上げておきたいと思います。

○田中委員長 古寺君に申し上げます。

ただいま御提案の科技特との連合審査並びに参考人招致の件につきましては、後刻理事会で相談の上、御希望に沿うようにいたしたいと思います。

○岡本委員 最初に長官に、昨日わが党の林君が予算委員会で聞きました無過失の法案につきまして、これは最初の長官の考え方を要するに環境庁の考え方からずいぶん後退したのではないかといふことだ、確かに(桂)君と枝、ここへうつことは

○松下説明員 対策につきましては、そういった調査結果を得ましてから十分検討いたしまして、必要あれば関係各省庁と協議してまいりたいとうふうに考えております。

○古寺委員 そういうことでは日本国じゅうの魚がP.C.Bで汚染されて、やがては食用に供されないというような結果になると思うわけでございまので、対策のほうも早急に進めていただきたいと思ひます。

いま海洋汚染防止法の政令によつて廃棄物の投棄海滅の問題が検討されておるようでござりますが、例の北海道の苦小牧の日輕金の赤どろの投棄

の問題については、その後どういうふうになつて
いるか承りたいと思います。

○大石国務大臣 これは環境庁でも陸上処理を原則として、その方針を進めてまいりましたが、先

いますがけれども、まあこの法案を出してよかつ

た、そういう気持ちでござります。
○岡本委員 確かに最初に出されたのは、まあわれわれいま三党で対案をつくつておりますけれども、それから見ると非常にあれですが、最初に発表されたこれから推定規定が取れたということは非常に後退しておるわけであります。出してよかったですと、その方はわかりますけれども、そこを削らなければならぬというそのところの心意をひとつ

○大石国務大臣 初め私どもは、この無過失の制度を法律にいたします場合には、まずとにかくこの制度を早く法律の中に打ち立てたいというのが基本的な願いでござります。そしてそれによつていろいろな患者の救済の大きな一つの基盤にいたしたい。と同時に、またこのような法律のあることによって企業側にもいろいろな注意をもつと強くして、そしてそのような公害の発生の防止にも

しようという気持でねたわけでござります。その内容につきましては、前の国会からいろいろ問題がありますように、いろいろ考えましたが、人間の健康ということを中心にしてわれわれは範囲を限定したわけでございます。これはいろいろと折し、つづき、

新ししものの考え方、民法の大きな例外でござりますので、やはりそれらをあまりむちやくちやんに範囲を広げますといろいろなむずかしい事態が起ころうと思いますので、最初でございますので、慎重にかまえまして、まず範囲を必要な一番最小限度に限定いたしました。そして人間の健康被害に限定いたしました。またこれに関係のある有害物質にしましても、できるだけわれわれが完全に実態の把握ができるものを中心といたしました。そして御承知のよろな、皆さまからお希望のありました

した複合汚染、硫黄化合物であるとか窒素化合物であるとかあるいは粉じんのようなものを取り入れましてこれを始めたわけでございます。

それからもう一つは、いまお話しのことは因果関係の推定の規定だと思いますが、これはなるほ

ど、私どもは初めの構想ではこれを入れるという考え方を持つておりました。しかしその後いろいろ

と現実的な面にぶつかりまして、こういうものは

日本の国の中におけるいろいろな人たちのこの法律の理解なり関心なりあるいは安心するか不安であるかといふいろいろなことを考えなければなりません、法律でござりますから。そういうことをいろいろ考えました結果、やはり現段階においては、この規定を取ることが一番この法律が制定される上でやりやすい、こう判断いたしましてこれが取つたのですと、ます。ムニシはこしが取

を取つたれどござります。和としておこなが取れたことは少し残念でございます。ことにこの法律が目的を達成する上においては、この因果関係の推定の規定はなくとも十分にその機能を果たし得ると私は考えます。ですから、このことによつて患者に大きな不利益を与えたとは思つております。おりませんが、ただ、やはり環境庁としての強い公害に対する姿勢というものは、これを内容に盛り込むことによつて私は十分に示し得ると思つたので、その点は多少後退したといわれ

橋頭堡ができますれば、次第次第にこれを総合的に強化してまいる予定でございますから、必要な段階においてはこのような規定も入れ得るものと

○岡本委員 私は、長官の就任されたときの所信
演説のときに、特にその所信表明のよう絶対後
退しないでひとつやつてもらいたい。特に人命尊
重をうたっている佐藤内閣が、ほとんど人命尊重
でないというところでもつてたつた一人万丈の気
を吐いているのは環境庁長官だ、こういうふうに
いわれておるわけですからもう公害あるいはまた
そういうものを解決するのは環境庁長官しかい
ないのだと、う国民の一番大ききお期待とこよつて
考えておる次第でござります。

いわゆる「自民の一番力が其得をはなしてゐるわけですから、ひとつ後退をしないようになつていただきたい。まあこの問題はまた次の法案が出ましたときでもと詳しく御答弁いただきたい

いと思いますので、きょうはこのくらいにしておきます。

それで先ほど来話題になつておりますところの

ですけれども、これは許容基準というものを、先ほど同僚古寺委員からも話が出来ましたが、早急にきめなければならぬと思うのです。先ほど長官の答えの中ではまだいろいろと検査方法、そういうものがわからぬからおくれておるのではないかというようなことでありますけれども、これは分析方法というものはわかったのだ、こういうことが先ほど答弁がありました。そこで、カドミの水の許容限度というのは○・○一、これは世界保健機構でつくったものをそのまま適用しておるわけであります。これも決してきちっと解説してできものではない。したがつて同じように、先ほど古寺委員から要望をしたように、一つのアメリカならアメリカの基準に合わせてまずやつてみる、そういうようにしなければ、私は今度は排出基準といふところも出てこないのでないか、こういうように思うのですが、これはまず厚生省の環境局長から聞きたい。

○浦田政府委員 食品中への残留の安全基準でござりますが、アメリカはたしか一九六九年から七

年にかけて次々に一応指導基準というものをつくりつけてやつておるということは非公式に承知

しております。これをそのまま使うかどうかとい

うことでございますが、現在、先ほどから水産庁

のほうからも御報告がございましたように、統一

がいまして、これは日ならずして、まあ数カ月以

内に一応この結果はまとまるのではないかといつ

た段階でございまして、もちろんいまの段階でそ

のままアメリカの指導基準というものを取り入れ

ることもできないわけではございませんけれど

も、しかしそれにはやはり専門家の御意見を聞か

れなければならないといったようなことを考へます

と、いましばらくすれば日本の実態もかなり明ら

かになつてくるわけございますので、その段階

までしばらく待つていただいて、そして専門家の

御意見を徴してきていくという手続をとつたほ

うが、いま現在ではかえつて適切な対応策がとれ

てよろしいのではないかというふうに考えておる

わけでござります。

○岡本委員 私、長官に申し上げたいことは、基準をきめるときに、要するに、産業界あるいはそういう排出するところの企業が守られるようないままでしておる。やはり住民のサイドのほうから基準をきめないと——何か基準をきめようとすると、そんなものを守つておつたのじや企業はつぶれてしまうからだめだ。昔よく出た話ですが、そういうことでどんどん基準がおくれてしまふ。また、アメリカのようあるいは各國のよう、きちんととしたほんとうの基準が出ないおそれがなきにしもあらずということがしばしばあつたように思ひます。したがつて、このPCBにつきましても一日も早く基準をきめて、それを守らせるようにしておると、またかえつて混乱するおそれがござります。アメリカのほうがきびしくというようにならないと、たとえばまず守れないようなものをつくり、それからまたさらに強いものをつくるということになりますと、企業のほうは二重、三重の設備投資になるのですね。ですから、まずびしつとしたものをきめてくれというのが企業のほんとうの——特に中小企業なんかそうですよ。いままできめてもらつた、その次はこうなんだ、そのたびにたくさん設備投資が要るんだ、こういうようなことをすいぶん言つておりますので、その点について、基準をきめるについてはきちとしたものをまずきめていただく、これをお願いしたいのですが、長官のほうからまず御意見を伺いたいと思ひます。

○大石国務大臣 いまのお話にありましたように、基準がしょっちゅう変わつた、はつきりしない、これはやはり企業がみな迷惑をいたします。あるいは国民も迷惑をすることがござります。したがつて、やはり基準といふものは的確なものであつて、できるならば必要最小限度のものをきめるのが必要だと思います。ことに排出基準につきましては、そういう意味でわれわれは慎重を期しておるわけでござります。したがいまして、いま浦田局長の話をありましたように、あとしばらくの努力さえすれば、一つの標準といいますか、基準的なものは考へ得るという段階でござい

ますから、これはもう少ししまんして、がんばつて、ことにいま通産省からもお話をありましたところに努力いたしておりますので、そういう努力もしながら、この基準をやはりもう少し的確なものに——たとえばアメリカのまねをして、アメリカのものを取り取り入れても、一時、こっちの基準がきまるまでの間は私はけつこうだらと思います。アメリカのまねをしたといつたって、思想的、政治的なものでなければ、科学的なものはどうぞ。アメリカのまねをして、アメリカのものを取り取り入れても、一時、こっちの基準がきまるまでの間は私はけつこうだらと思います。アメリカのまねをして、アメリカのものを取り取り入れても、一時、こっちの基準がきまるまでの間は私はけつこうだらと思います。アメリカのまねをして、アメリカのものを取り取り入れても、一時、こっちの基準がきまるまでの間は私はけつこうだらと思います。

○岡本委員 長官のところ、われわれもいろいろ調査いたしました。焼いても残るのでですね。またとえばどのくらいのところに埋めるか。埋めると今度地下水が出てくるのですね。そういうふうな立場をとつております。それから埋め立て処分につきましては、焼却して処理する、こういふふうな処理基準がかかつておるわけでございま

す。それから、いまおきめになつたのははたして的確なのかどうか、どうも私疑問を抱くのですが、いかがでござりますか。そこで、河野課長の申しましたのは、これは一般論でござります、一般論の廃棄物処分の方法でございます。PCBのことは厚生省がどこかにいまお聞き願いたいと思いますが、私もよくわかりませんが、いま岡本委員のお話のことははたして的確なのかどうか、どうも私疑問を抱くのですが、いかがでござりますか。○大石国務大臣 いまの河野課長の申しましたのは、これは一般論でござります、一般論の廃棄物処分の方法でございます。PCBのことは厚生省がどこかにいまお聞き願いたいと思いますが、私もよくわかりませんが、いま岡本委員のお話のことははたして的確なのかどうか、どうも私疑問を抱くのですが、いかがでござりますか。○岡本委員 まずその点については、まだ新しい問題で、これは参議院の小平先生がさがしていただいたとして、やはり基準といふものは的確なものであつて、できるならば必要最小限度のものをきめるのが必要だと思います。ことに排出基準につきましては、そういう意味でわれわれは慎重を思ひます。近いうちにPCBを分解させることができますか何かする、これをどうするか、毒性をなくするか、そういういろいろな解決方法が必ず私は考へ出されると思ひます。それまでの間はやはりお手あげ、ことにいまどこにどのように散在しているのか、どのように蓄積されているのか、全然わからない状態でござりますから、そのような新しい解決の方法が見出されるまでは、やはり対症的なことでやつていくばかりせんけれども、その前に、いま申しましたようにいろいろと分析方法の新しい方法を使いまして、一体どこに

どの程度の汚染があるのかというような、そういう全国的な実態を調査することが一番大事だと思いますので、いろいろと仕事がございますが、そういうことを積み重ねた上で対症的な方法を考えていく以外に道はないんではないかと思う次第でございます。

○田中委員長 通産省の担当の課長から発言を言うてきておるのでですが、聞きますか。

○岡本委員 けつこうです。

○田中委員長 それでは通産省小幡化学第一課長。

○小幡説明員 P C B そのものの処分についてでございますけれども、これを焼却する場合に、はたして分解するかどうか、という点でございますが、モンサントの実験データによりますと、千九

十度で炉内滞留時間一・七秒、フルガス中のP C B 濃度一時間当たり七・九グラムという条件で燃焼させますと、破壊されない P C B 濃度は〇・

〇・一四%というデータがございます。これは P C B のうち、三塩化のものについてでございます。また滞留時間を一・七三秒、ガス中の濃度を

〇・三九グラム・パー・アワーで分解いたしますと、分解されない P C B は〇・〇〇〇〇六九%と

いうデータもございます。それから五塩化の P C B につきましては、千九十度で滞留時間二・〇七秒、濃度は四十三グラム・パー・アワーといふこ

とで分解いたしますと、分解されない P C B 濃度は〇・〇〇七六%，こういうデータがあるわけでございます。現に、鐘淵化学におきましては、焼却炉を設置いたしまして、ハイ P C B の焼却をいたしておりますけれども、これは安全をとつて千三百度で焼却しております。この場合、煙道ガス中からは P C B は検出されないという報告を受けております。

○岡本(富)委員 そうすると、そいつた設備あるいはそういうものをつくれば何とかできると見込みがついたのであれば、全国の一万一千トンというような多量なものを、今度は実際にそれを焼却していくということになると、これは相当な費用とそれから労力というものがかかる

かるかと思うのですがね。これについてどういうよう考へておるのか。私は環境庁として、長官は

いま初めてお聞きになったようで、私も初めて聞きましたけれども、まだ対策というものは全然立てられていないと思うのですよ。ですから、そり

う研究データが出たら、さそくこれに着手していくということが、このおそろしい P C B の毒性から国民の健康を守る大きなあれになると思うのですが、そんな予算なんかどうしますか。予算

がなかつたらこれはできないと思うのですが、いまだつたならば、今度の予算の中にそういうものは組み込まれておらないと思いますね。そうする

と、また来年、こうなりますと、いつできるかと

いうことなんです。これは公害におかされていく國民として非常に不安でならない。こういう点に

ついて、ひとつどうしようやつていいかといふ、今後もいろいろ研究も必要でしようし、また

いろいろな組み立ても必要でしようけれども、そ

う詳しいことは私、聞きませんが大体いま考えて

いらっしゃることを述べてください。

○大石国務大臣 いまの通産省の話を聞きましたが、まだ初期の段階でありますけれども、一つの

対策ができるわけでございます。ですから、いまのように焼却することによってある程度の処

分ができるなら、これは初めのうちはそう大き

い費用は要りません。その焼却炉をある程度つく

りまして、そうしていま言つたように、つまりいろいろの散らばつておるもの回収する、あるいは生産したものはいま回収を急いでおる、そいつたものですね。あるいは使い残したもの、交換

いたしましたけれども、これは安全をとつて千三百度で焼却しております。この場合、煙道ガス中からは P C B は検出されないという報告を受けております。

○岡本(富)委員 そうすると、そいつた設備あるいはトイレットペーパーの中にあるものと

か、どつか知りませんが、全国至るところに散らばつておるという、いまのわれわれのものの考え方でございますが、そういうものに対してもどう

したらいか、ちょっとこれはいまの法は直ちに適用はできませんけれども、先ほど申しましたよ

うに、ですからいまの焼却のよう、温度とか何

かの方法によつてできるということが見つかっておる、これが一番大事な対策の初步ではないかと思うのです。

○岡本(富)委員 これはひとつ早急に全国の総

点検をして、そうして対策をはつきり立ててもらいたい。いま私が聞いてもわからないと思ひます

から、このぐらいにしておいておきます。

○岡本(富)委員 そこでも次に、イタタイタイ病の集団検診、これ

の要領につきましてちょっと私が疑義があることをひとつお聞きしたいのですが、生野の付近の和

田山保健所長の話によりますと、四十六年の四月に集団検診を行なったときに、一つの地域の三十

人の尿を集め、そうしてそれを一緒にしてしま

いました平均値を出すというのが厚生省の調査基

準だ、こういうことを言つておりますが、間違いありませんか。これはいま環境庁に移っているの

ですね。

○船後政府委員 兵庫県におきましては、生野鉱

山周辺のカドミウム汚染の健康調査を実施いたしました際に、まず初めに予備調査を行なうわけ

ございますが、この予備調査でもって汚染地域をしほつしていくということになるわけでございます。

このようないくつかの過程におきまして、いま御指摘の

ように、たとえば尿中カドミウムというものを三十人平均たとえば九マイクログラム・パー・リッ

トル以上のものというふらなめどでもつて選定いたしたわけでございますが、この段階におきまし

てはいま御指摘のような調査方法をしたわけでございます。

○岡本(富)委員 これは兵庫県だけでなくし

したわけでございまして、厚生省が作成し、環境

庁が引き継ぎました暫定対策要領では、別途の手続になつておりますが、なお技術的な点でござい

ますので、担当課長からお答え申し上げます。

○山本説明員 お答えいたします。

兵庫県が独自の考え方で、一つの地域の選び方として、プリテストといいますか、事前調査の形

で、三十人グループを一緒にして検査をするとい

うことやりまして、一応その予備調査地域を考え、それからその次にいわゆる暫定対策要領に基づく第一次検診、第二次検診、第三次検診をやつ

ていったわけあります。一応第一次検診以降の方式は厚生省の当時指示をした方式に従う、こ

ういうぐあいにいたしました。

○岡本(富)委員 そうすると、この和田山の所長さんが言つた厚生省の調査基準ではないわけですね。兵庫県でかつてにきめた、こういうことな

んですね。これは、その点をもう一べん……。

○岡本(富)委員 かつてにきめたと申しますとあれでございますが、従来、普通の暫定対策要領に従うやり方は、一次検査からやつていくわけであります、兵庫県はそれについて独自のやり方をそ

の前につけ加えてやつた、こういうぐあいに理解いたしております。

○岡本委員 和田山の所長は、厚生省の調査基準に基づいてやつたのだ、こういうふうに答えてい

るわけですよ。そうすると、和田山の保健所長がいいかげんなことを言つたかもわかりませんけれども、いずれにしても、私はいままでの経験とし

まして、三十人一からげにまとめて平均をとるというふうなやり方、これはやるべきではないと思

うのですよ。やはり移住してきた人もいるだろうし、あるいはまたお嫁に来た人もいる。富

山県の例を見ましても、そこに長く住んでいた人一人、あとはお嫁に来た人、他の地域から

移ってきた人、こうだつたら何と言いますか、うんと差が出てくる。その平均値をとるというの

は、こういうことは私はやるべきではないと思う

のですが、その点について

○飯後政系委員　堅定な策要領によりますと、まず環境汚染調査を実施いたしまして対象地域をしほる。しほられた対象地域につきまして、健康調

査を一次、二次、三次と実施していくわけでござります。問題は、この汚染地域のしほり方でございまして、やはりこれは兵庫県におきましては予備調査といったしまして非常に広範囲の地域につきまして、どこを汚染地域として選び、そして一次検診を実施していくかということにつきまして、三十人の尿を平均するというような調査方法を実施

したものと解しております。

から、次に、昨日県の衛生部長とそれからほのかの人たちが一緒に見えて、そして環境庁と話し合つたと思うのです。萩野先生は私の党でもいろいろ調べましたけれども、中立だというところを強調するようだと言つておきましたから、あの人はほんとうに学問的な調査をやっていますから、いろんな話があつたと思いますけれども、いずれにしても、きのう持つてこられたデータを、初めてですかから一べん当委員会に発表してもらいたいと思うのです。

タは、第三次検診になりますが、十三人の方々につきまして、もちろんこれは氏名はふせておりませんけれども、それぞれ年齢別、居住期間、職業、米の種類、飲料水の種類、既往歴、自覚症状、診所察見、あるいは尿の検査といったようなものを個別にデータとして発表しているのがございまして、非常に長いものでございますから、ここで一つ一つ朗読するわけにまいらないと思いますが、資料といいたしましてはお手元にお届け申し上げます。

○岡本委員 もう少し要領よく発表できるようにならないかな。その中に、尿中カドミウムが三十五マイクロリットル以下である、こういうのがありますけれども、要観察地域においては十マイクロリットルということになつておるのでないですか。その点ひとつお聞きしておきたい。

○山本説明委員 今回の発表されました十三名の中には三十三マイクログラム・パー・リットルという、尿中のカドミウムが基準をこえている者はございません。九マイクログラム・パー・リットルという数字がもう一つの別な基準でござりますが、これはいわゆる健康的な調査をやる中での一つの基準でございまして、三十マイクログラムというほうが、いわゆる今までの神通川のデータ、そのほかの地域のデータから見ましても、それをこえるものがカドミウムが多量なんだこういふぐあいに判断するようにされてはいるわけでござります。

○岡本委員 きょうは約束の時間がありますので、あまり時間がなくてあれですが、これはもう一べんきつちりやらぬといかぬ。それについては一つ一つまたお尋ねするようになりますけれども、この兵庫県の発表、第一次検診の分は持つてこなかつたですか——第二次検診の分と第三次検診の分を見て、いまの感触では——感触というてはおかしいけれども、どういう判断をなさいますか。

医学上の検討をすべきものであります。兵庫県といたしましては委員会でもって一応の結論は出しているわけでございますが、これにつきましてはなおそうではないというような御意見もあるわけでございまして、その点につきまして國の鑑別診断研究班にさらに検討をゆだねるという方法が考えられるわけでございますが、兵庫県に折衝いたしまして、この十三名のケースにつきましてはさらにそのような取り運びをいたしたい、かよろしく考えております。

すが、私、この前の委員会のときに、国の鑑別該断班の方々の中に非常にまずい評判のある方がいらっしゃる。そういう鑑別診断班では、ちょっと國民の側は納得しないだらうということで、あなたは再検討いたしました、こうお約束をしていただきたいわけありますけれども、どのような配慮に基づいて検討していただけなのか、これをひとつ

お聞きしたいと思う。

○大石国務大臣　きのうの御質問の中でもそのト
うな御意見ございました。私どもはその節申し上
げましたように学問的な意見の問題につきまして

は必ずしも統一的な同じような考え方を持つ人たちだけを集めようとは考えておりませんということもありました。ただし、もう一つは人格的な問題でどうかというお話をありましたけれども、そちらはわわれは考えなければなりませんといふことで、私はきのう一応調査いたしましたけれども、別にそれはどの人格的に疑われるような方ではありませんでした。

いらっしゃらないように感じました。そこで今日の二十二日に診断の会議が東京で開催されます。

その節にはやはりわれわれの側から各委員を選んで、いろいろと議論して正確な結論を導くようになりますが、その中にはもちろん富山県の萩原医師も鑑別診断班の一員として入っていただくことになつておりますので、の診断班につきましては別に御心配のないもの考えておられます。

○岡本委員 現在富山県で裁判を行なわれておます。その会社側に立つて反証しておる、そういう中立でない人も診断班の中にいてもいいわけですか。

○大石国務大臣 私は、学者として、医学者との信念と見識をもつておやりになることありますから、別に反対の意見を持つておられるまでもかまいません。

○岡本委員 要するに、企業の代弁をしていいる
いうのですが、代弁するというとおかしいけれど
も、企業側に立つて国がきめた、また、鑑別診
班できめたイタタイタ病、それを今度は自分
らで監視してきめておこなうの反正に立つと
ないと思います。

うような、どうも私は解せない態度をとられる
うな先生、そうした学者が鑑別診断班の中に入
っているということは、どうもみなさんがやはり
民の感情としてこれはひとつやはり考えなければ
ならぬじゃないか、こういうことを申し上げて
るわけですが、長官がやはりどうしてもそれは
うではないのだ、こういうふうにおっしゃる

か、それともやはり再検討するのか、もう一べん
ト二つ。

○大石国務大臣 私が直接鑑別診断班の人々を指名するわけではありません。これはかかるべき府省の機関による、ことわざの「付合」、ミーティング、など……

内機関においてきめるわけにござりますが、その場合に、会社側の手先になつたとかなんとかなど、いうことはあり得ないと思います。ですから、そういうことは、もしされがほんとうに壓然たるものであるということなら別でありますけれども、そのような人は、これからこの中に入つて、いると思いません。ただ、学問上の意見を見異にします人が

入るのはけつこうだと思います。必ずしも一つのものでなくとも、国会におきましても、いろいろ

な場合に少数意見といふものも提出されますし、そういう人がいろいろな意見を出すということも、私は一つの正しい行き方だらうと思いますし、その少數の者によつてすべてのことが左右されることもないでしようし、左右されるくらいなら、ならば、みなかかるべき日本の権威が集まつてゐることですから、それが根拠があることになるわけですか? そういうことで、別に反対意見の者が

一部入ったから悪い、どうのこうのというふうには、学問の社会においては考える必要はない、そういうことはあまり心配する必要がない、こういうふうに考える次第でござります。

○岡本委員 別の機関で定められたとおっしゃっておりまますけれども、この差別診断班はどこの機

関できめられたのですか、この点は厚生省ですか。
○船後政府委員 鑑別診断班は、国の委託費によ
つて活動しているわけでござりますから、公衆衛
生協会を通じてこれを行なつておるわけでござ
ります。この班員を選定するにつきましては、各用

の権威を網羅する必要があるわけでございまして、班長であらせられる高額先生その他種々権力の方々がお集まりの上、この人選を御依頼になつた、このように私どもは厚生省からお話し合いをしておる次第でございます。

○岡本委員 どうももうひとつはつきりしません。これはどんどん議論を展開していくま

と、公衆衛生協会のことも、いろんなことも出てくるわけですけれども、これはもう一ぺん次の機会に私はもっと詳しくあれをしたいと思いますが、きょうはこのまま押し合いでおつても結論が出ないので、もうちょっと待つておりまして、次にこの一つだけをお聞きしておきたいのです。

環境庁の事務次官の通達の、大体水俣病ですが、これもこの前ちょっと聞いたわけですかねども、この範囲の拡大をして救済をしようというよう、非常にあたたかい長官の心があらわれておると思うのです。そこでイタイイタイ病の認定基準につきましても、第一期から第五期というようにこれをずっと取り扱ってきた萩野先生の文献がありますけれども、いまで厚生省ではカドミウム中毒の中毒の第四期からしかイタイイタイ病にしない、一期、二期、三期、これはカドミウム中毒であるというようなことになつておるのです。この前長官は、そういつたカドミウムの中毒の慢性によつてイタイイタイ病が起つておるのだ、厚生省の発表のとおりである、こうおつしやつたのです。が、そうしますと、この認定基準といふものをやはりもう少し範囲を広げなければならぬ。要するに、先ほどもP.C.B.でも乳児に与えて被害が出てからではおないと長官から話があつた。同じように骨折があつちこちにできてからだつたら、これは救うのがたいへんである、こういうようなことで、初期の徵候のときにカドミウム中毒であるということがはつきりすれば、これはやはりイタイイタイ病としての救済をしてあげるのが、現在の長官の心境からはかつて同じではないか、こうつ……。

○大石国務大臣 先ほどのP.C.B.の幼児の哺乳の問題につきましては、またこれは適当な判断の方

法がない限りにおいては、予防的にそのような方法をとつてもよからうということでございまして、これと公害病患者の認定とは、ちょっと性質が違うと思います。私は公害病患者の認定にあたりましては、御承知のように、公害病の患者救済法の精神に沿いまして、一人でも公害病に悩む者

が残ることがなく、全部救済されることを願つております。それで、そのような方針からあの通達を出したわけでございます。これは別に範囲を広げるとか、適当な感情の上でこれを拾つたらしいといふ意味ではございません。疑わしきものは全部救済しないということ、疑わしいということは、私はいつも申しておりますとおり、われわれが俗に使つて疑わしいということではなくて、医学的に疑わしいということで、大体病気であるうけれども、まだその段階においては症状がそろつていなかつて、必ずしもどこから見てもこれはこうだといふ議論の余地のないものではない、多少議論はあるけれども、まずこれは否定できない、だらうというのが医学的に疑わしいということでありますから、そういう患者は全部網羅して拾いなさいといふ方針でございます。そういう方針でございまして、医学的な見地からのそういうことであらうので、それはいろいろな患者に対する医療、治療、予防するということと公害病患者の認定ということは、私は別個なものだと思います。そういうふうに私は考えてまいりたいと思います。

○岡本委員 これは医学的に大体はつきりしてくると思いますけれども、それならば、きょうは一步退いて、生野鉱山の下流の市川には、そういう患者がばつばつ出てきておるわけですよ。こういう人に対する救済と申しますか、医療費を出してあげるとか、早くやつてやれば非常に早くよくなる、カドミウム中毒のイタイイタイ病に類似したもの、これを早く救つてあげることも大事だと思つておるのですが、この点についてひとつ……。

○大石国務大臣 ちょっと恐縮ですが、もう一べん御質問の何を……。

○岡本委員 生野鉱山の下流の、要するに市川流域のいま問題になつておるカドミウム中毒、それでもう少し進んだらイタイイタイ病、あるいはもうイタイイタイ病になつておる人もいるかもしだりましては、御承知のように、公害病の患者救済法の精神に沿いまして、一人でも公害病に悩む者が

これは感情的でなくて、医学的に解明して、そして救済するところの費用、そういうものを出してあげることができるのかどうか、これをひとつお聞きしておきます。

○大石国務大臣 公害病患者に認定されてもされなくとも、患者はみな医療を受ける権利がござりますし、そのような機会に恵まれております。したがいまして、おそらく病気の人からだが悪い人はみんな手当を受けおられることと思いまして、公害病患者と認定した場合には、いろいろな医療手当を出すとかいろんなそういうことが行なわれるだいたいとおもいます。ただ、公害病患者と認定するしないということは別な問題でございまして、公害病患者だからある、違るのはこうすると云ふふうに私は考えてまいりたいと思います。

○岡本委員 これは医学的に大体はつきりしてくると思いますけれども、それならば、きょうは一步退いて、生野鉱山の下流の市川には、そういう患者がばつばつ出てきておるわけですよ。こういう人に対する救済と申しますか、医療費を出してあげるとか、早くやつてやれば非常に早くよくなる、カドミウム中毒のイタイイタイ病に類似したもの、これを早く救つてあげることも大事だと思つておるのですが、この点についてひとつ……。

○大石国務大臣 ちょっと恐縮ですが、もう一べん御質問の何を……。

○岡本委員 どうも長官、前に言ったこととだいぶ後退してしまつて、無過失みたいな答弁で私はおもふしないとに関係ないことだと私は考えておりません。それどころか、おもふべきことだと思つておられます。それでその点に対する対策をお考えいただけますか。

○大石国務大臣 ちよつと恐縮ですが、もう一べん御質問の何を……。

○岡本委員 生野鉱山の下流の、要するに市川流域のいま問題になつておるカドミウム中毒、それでもう少し進んだらイタイイタイ病、あるいはもうイタイイタイ病になつておる人もいるかもしだりましては、御承知のように、公害病の患者救済法の精神に沿いまして、一人でも公害病に悩む者が

これは感情的でなくて、医学的に解明して、そして救済するところの費用、そういうものを出してあげることができるのかどうか、これをひとつお聞きしておきます。

○大石国務大臣 公害病患者に認定されてもされなくとも、患者はみな医療を受ける権利がござりますし、そのような機会に恵まれております。したがいまして、おそらく病気の人からだが悪い人はみんな手当を受けおられることと思いまして、公害病患者と認定した場合には、いろいろな医療手当を出すとかいろんなそういうことが行なわれるだいたいとおもいます。ただ、公害病患者と認定するしないということは別な問題でございまして、公害病患者だからある、違るのはこうすると云ふふうに私は考えてまいりたいと思います。

○岡本委員 これは医学的に大体はつきりしてくると思いますけれども、それならば、きょうは一步退いて、生野鉱山の下流の市川には、そういう患者がばつばつ出てきておるわけですよ。こういう人に対する救済と申しますか、医療費を出してあげるとか、早くやつてやれば非常に早くよくなる、カドミウム中毒のイタイイタイ病に類似したもの、これを早く救つてあげることも大事だと思つておるのですが、この点についてひとつ……。

○大石国務大臣 ちよつと恐縮ですが、もう一べん御質問の何を……。

○岡本委員 どうも長官、前に言ったこととだいぶ後退してしまつて、無過失みたいな答弁で私はおもふしないとに関係ないことだと私は考えておりません。それどころか、おもふべきことだと思つておられます。それでその点に対する対策をお考えいただけますか。

○大石国務大臣 すべて政治はヒューマニズムの基盤の上に立たなければならないことは、おつしやるとおりでござります。しかし、それにはやはり順序と秩序がござります。氣の毒だから何でもあります。それを初めてやることでございましょうから、われわれが治療の内容にとやかく差し出口をする余地はございませんが、そういうことで、そのいふふうに思うのですが、これについて……。

○大石国務大臣 すべて政治はヒューマニズムの基盤の上に立たなければならないことは、おつしやるとおりでござります。しかし、それにはやはり順序と秩序がござります。氣の毒だから何でもあります。それを初めてやることでございましょうから、それが医療手当を受けられないような場合には、しかるべき国のいろいろな方法なります。それを初めから、まだ公害病患者として扱えないかわからないいううちに、公害病患者として扱えといふことは、私は妥当な行政ではないと思うのです。ただし、医療に事欠かせないよう、医療費が困るなら國のかかるべき医療費の処置なります。それを初めから、まだ公害病患者である國の処置なりがござります。そういうことについてはあらゆる努力をいたしましたけれども、まだ確実な認定を受ける前にそういう扱いをすることには、私は妥当ではないと思うのです。ですから、醫療を行なうということ、それはもちろん

あらゆることをしなければなりませんけれども、認定をするしない以前にやるのはだめである。やはりできるだけ早くそのような認定をするか、そうでないということを判定するかということを急ぐことはあたたかい行政と思いますけれども、まだきまらない前からそのような扱いをすることは、私は妥当ではないと考えます。

○岡本委員 時間ですから、長官、さつきおつしやったこと、あとで議事録を見ますとついぶん矛盾があると思いますから、また次の機会に、私があらゆる次の根拠を出してきて討論しますけれども、私の願いしたいことは、何といつても現在そうやって苦しんでいる人たちを、認定を受ける前に認定と同じようにせよとは私は言いません。しかし、たとえ幾らでも出して、それを誘い水として、県にも出さして、そうして早く救つてあげる、こういうような——いまならまだ助かるのですよ。ですから、そういう面の強い配慮をまず要望して、きょうは時間ですから終わります。

○田中委員長 本日の質疑はこの程度にとどめ、次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後一時二十六分散会